

ふり向けば、気になる。好きになる。

広報むこう

2020年6月号

MUKO



向日市

古都のむこう 魅力のふるさと

上植野浄水場 配水塔ブルーライトアップ

社会生活活動と

感染拡大防止の両立へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力している人への感謝の意と
すべての市民の皆さまへの応援の意味を込めて

特別定額給付金(1人につき10万円)の申請を受け付けています

ふり向けば、気になる。好きになる。

MUKO

令和2年(2020年)6月1日発行
広報むこう No.1153

特集

特別定額給付金の申請を受け付けています …… 2

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へ …… 4

6月は環境月間です …… 6

トピックス

JR向日町駅周辺整備に係る都市計画変更原案の縦覧、説明会及び公聴会の実施について …… 8

令和2年度国民健康保険料のお知らせ …… 10

令和2年度の介護保険料(65歳以上の方) …… 12

第8期向日市平和行動計画を策定しました …… 16

くらしの情報 …… 21

市民の情報掲示板 …… 28

消費生活トラブル Q&A
環境 とともに考えよう …… 30

子育て支援情報 …… 31

健康づくり情報 …… 33

各種相談日程 …… 34

図書館だより …… 35

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、催しなどの中止・延期について
催しなどの日程は、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、中止・延期となる場合があります。事前に主催者へお問い合わせください。

【まちのうごき】(令和2年5月1日現在)
住民基本台帳人口

人口 57,347人 世帯数 25,387世帯
(男性 27,556人、女性 29,791人)

推計人口

人口 56,214人 世帯数 23,296世帯
(男性 26,820人、女性 29,394人)

問い合わせ

- 向日市特別定額給付金コールセンター
☎050-3786-3297(専用ダイヤル) 午前10時～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)
- 総務省特別定額給付金コールセンター
☎0120-26-0020(午前9時～午後6時30分)
- マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-01780(月～金曜日:午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日:午前9時30分～午後5時30分)

Q&A よくある問い合わせ



Q: 給付金の申請や受け取りは、誰が行うのですか。

A: 給付対象者の属する世帯の世帯主です。
世帯主本人による申請が困難な場合は、代理人による申請も可能です。
代理申請には、世帯主本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。



Q: 運転免許証を持っていない場合、本人確認書類として、何の写しが必要ですか。

A: マイナンバーカードや健康保険証、年金手帳の写しが必要です。



Q: 給付金は、いつ頃指定した口座に振り込まれますか。

A: 申請を受理してからおおむね2週間程度で振り込む予定です。
ただし、申請受理件数などの状況に応じて、給付時期が前後することがあります。
口座への振り込みをもって振込通知に代えさせていただきます。



給付金の詐欺にご注意を

向日市や総務省などが、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めると、またメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めるとは絶対にありません。

「怪しいな?」と思ったら、遠慮なく、向日市や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

配偶者やその他親族からの暴力などで市外へ避難した方・市に避難してきた方

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方は、一定の要件を満たす場合、世帯主でなくても今住んでいる市町村へ給付申請を行うことができます(避難同伴者分を含む)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う特別定額給付金事業を実施します。

申請から給付までの流れ

①申請書を各世帯に郵送しています

- ・基準日(4月27日)において、向日市の住民基本台帳に記録されている方を対象に、申請書を各世帯に郵送しています。
- ・基準日の翌日以降に引っ越しされた方は、基準日において住民登録していた市町村から給付を受けることとなります。
- ・基準日に住民基本台帳に記録されている方なら外国人の方にも給付されます。



②申請の手続きは8月20日(木)まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請は郵送申請方式かオンライン申請方式でお願いします。

郵送申請方式

●必要書類

①申請書

②申請者本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳などの写し

③振込先口座の確認書類

※金融機関とその本・支店名、口座番号、預金種別と口座名義人(+カタカナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

②と③を申請書の裏面に貼り付けていただき、同封の返信用封筒で返送してください。本人申請か代理申請にかかわらず、必ず貼付が必要ですのでご注意ください。

混雑防止などのため、窓口での申請書の受理は行っておりません。お問い合わせはコールセンターにお電話ください。

オンライン申請方式

①政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」にアクセス

②必要事項の入力や振込先口座の確認書類をアップロードし申請

※オンライン申請は、世帯主のみ行うことができます。手続きには、世帯主のマイナンバーカードとマイナポータル利用環境(ICカードリーダー、またはスマートフォン)が必要です。詳しくは「マイナポータル」ホームページをご確認ください。

③給付金が振り込まれます

申請分(1人10万円)の給付金がまとめて指定口座に振り込まれます。

※口座への振り込みをもって、振込通知に代えさせていただきます。



支払い猶予や免除

市税のお支払いが困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減収があった方は、1年間、市税の徴収猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

●対象者

次の①と②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象です。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

②一時に納税することが困難であること

●対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目

●申請の手続き

令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請書の提出が必要です。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から郵送またはeLTAX(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>)による電子申請をご利用いただくようお願いします。

☎**税務課(内線203、274)**

国民年金保険料のお支払いが困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、免除や猶予の制度があります。

●対象期間

令和2年2月分以降

●対象者

以下の2点をいずれも満たした方

○令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

○令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること

☎**市民課(内線216)**

国民健康保険料のお支払いが困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料のお支払いが困難となられた場合は、猶予や減免の制度があります。

●猶予期間

申し出から6か月以内

●減免の対象となる条件

○主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

○主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全ての要件に当てはまる世帯

①主たる生計維持者の事業収入などの減少額が前年の事業収入などと比べて10分の3以上である

②前年の合計所得金額が1,000万円以下である

③減少する事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

☎**医療保険課(内線325、330)**

介護保険料のお支払いが困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料のお支払いが困難となられた場合は、猶予や減免の制度があります。

●猶予期間

申し出から6か月以内

●減免の対象となる条件

○第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

○第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全ての要件に当てはまる場合

①第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少額が前年の事業収入などと比べて10分の3以上である

②減少する事業収入などの所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

☎**高齢介護課(内線323)**

水道料金や下水道使用料のお支払いが困難な方

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金や下水道使用料のお支払いが困難となられた方や事業者に対し猶予の制度があります。ただし、料金を滞納されている方は、対象になりません。

●猶予対象

令和2年6月納期限分(4月検針分)から9月納期限分(7月検針分)

●猶予期間

最長4か月

☎**営業課(内線885)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へ

詳しくは市ホームページをご覧ください。各担当にお問い合わせください。
追加での支援策につきましては、決まり次第市ホームページなどでお知らせしてまいります。

個人向け支援策 給付での支援

住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職または自営業の廃業などにより経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失する恐れのある方に対して、家賃相当分の給付金を支給する制度があります。

●支給額や支給方法

世帯人数に応じた市の家賃基準額を上限に、支給額を市から貸主などの口座に直接振り込みます。

●支給期間

最長3か月

※一定の条件を満たす方は、支給の延長(3か月)を2回まで申請することができます。

☎**向日市社会福祉協議会(☎932-1961)**

傷病手当金

向日市国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合で、療養のために労務に服することができない方(給与などの支払いを受けている方に限る)に対して、手当金を支給する制度があります。支給を受けるためには、申請が必要です。

●支給の対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

●支給額

1日当たりの支給額(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象の日数

※1日当たりの支給額には上限あり。

●適応期間

令和2年1月1日～9月30日の間の療養のため労務に服することができない期間

※ただし、入院が継続している場合は、最長1年6月まで

☎**医療保険課(内線326、359)**

事業者向け支援策

向日市休業要請対象事業者支援給付金

新型コロナ感染症に伴う緊急事態宣言を受け、施設休止などの対象となる施設を運営し、要請などに協力した市内中小業・団体、個人事業主の皆さまに、向日市独自の支援として、給付金の支給を行います。

●対象者

「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の支給決定を受けた方

●補助額

中小企業・団体20万円、個人事業主10万円

※京都府の給付金とは別に、向日市から支給します。

●申請手続

「京都府休業要請対象事業者支援給付金」の申請手続を行えば、改めて市への申請は必要ありません。

☎**産業振興課(内線844)**

持続化給付金(国制度)

特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えすることを目的に、事業全般に広く使える給付金を国が支給します。

●対象者

1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している方

●給付額

法人200万円、個人事業者100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

●必要書類

法人番号、本人確認書類、2019年の確定申告書類の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿など

☎**持続化給付金コールセンター(☎0120-115-570)**

ごみの適正排出にご協力ください

資源ごみの分別を徹底するため、可燃ごみの中に缶・瓶・ペットボトルなどの資源ごみが混ざり分別ルールが守られていない場合、啓発シールを貼り収集しないことがあります。収集されなかったごみは、排出者本人が持ち帰りのうえ、再度正しく分別し、可燃ごみ、資源ごみの収集日にあらためて出してください。

一辺が50cmを超える家具や家電は粗大ごみです。粗大ごみや市では回収できない家電リサイクル対象商品、タイヤ、バッテリーなどの処理困難物、消火器などの危険物を分別収集に出すと不法投棄となります。市内で不法投棄が発見された場合、現場を確認するとともに回収を促すシールを貼り、警告を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



環境面に関するSDGsとは？

SDGsとは、「国連で採択された、2030年までに達成すべき国際的な目標」のことです。「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」を略してSDGsと呼び表しています。

SDGsのGsが「GOALS」と複数形であることからわかるように、国際的な目標は複数あり互いにつながりあっています。具体的には17の目標があります。

17の目標の中で環境面に関する目標は以下の4点です。これらの目標を達成するためにできることを考えてみましょう。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- エネルギー消費量を減らすためにできること
- 太陽光パネルの設置
- ハイブリッド車・電気自動車の購入
- LEDライトの活用

12 つくる責任 つかう責任

- ごみの排出量を減らすためにできること
- 4Rの推進(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)
- マイバッグ、マイボトルの持参
- 食品ロスの削減

13 気候変動に具体的な対策を

- 地球温暖化防止のためにできること
- 節電
- 省エネ商品(環境ラベルのついたもの)の購入

14 海の豊かさを守ろう

- 海洋プラスチック削減のためにできること
- 紙ストローの使用
- 所定の場所や時間に分別してごみを出す
- シャンプーなどは詰め替え用商品を購入する



感染症対策としてのご家庭でのマスクなどの捨て方

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症にうつった方や、その疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、右記の「ごみの捨て方」に沿って「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

「ごみの捨て方」に沿った出し方をさせていただくことにより、ご家族だけでなく、皆さまが出したごみを扱う廃棄物収集作業員にとっても、感染症対策として有効です。

◎環境政策課(内線218)



6月は環境月間です

◎環境政策課(内線226)



環境問題の解決には、私たち一人一人の生活、行動を見直すことが大切です。環境月間を機に、皆さまも私たちを取り巻く身近な環境問題について考え、環境にやさしいライフスタイルを実践してみませんか。市役所では、24時間・365日体制でリサイクル回収を行っています。市役所のリサイクル回収拠点を利用し、ご家庭から出る資源の有効活用にご協力ください。

※事業者が排出する事業系ごみは回収していません。

《資源物回収ステーションを新設しました》

ごみの減量とリサイクル率の向上に加え、市民の皆さまの利便性向上のため、この度、資源物回収ステーションを新たに市役所本館西側に建設いたしました。これに伴い、市役所本館東側にあった終日回収拠点はなくなりました。新ステーションのご利用をお待ちしております。

※駐車スペースに限りがございますので、ご協力をお願いします。



▲新資源物回収ステーションのイメージ



▲新資源物回収ステーションの位置

■ 廃食油回収 ■

天ぷら油などの廃食油は、透明なペットボトルに入れて、キャップを閉めて出してください。ペットボトル以外の容器では回収できません。※液体の植物性食用油に限ります。ラードなど固形の油は燃えるごみに出してください。

■ 缶、瓶、ペットボトル回収 ■

いずれも中身を空にし、軽くすすいで汚れを落としてください。缶のプルタブはそのまま結構です。瓶はキャップを外してください。ペットボトルはキャップとラベルを外してください。※キャップとラベルは他のプラスチックに出してください。

■ 紙パック回収 ■

牛乳などの紙パックはよく洗い、切り開いて乾かしてください。内側が銀色のものは回収できません。ビニール袋や紙袋、シール、セロテープ、輪ゴムなどは一緒に入れないでください。

■ 市役所以外の紙パック回収箱設置場所

各地区公民館・コミセン(向日コミセンを除く)、老人福祉センター桜の径・琴の橋、保健センター、第1・第5・第6各保育所、アスク向日保育園

■ 市役所以外の缶、瓶、ペットボトル回収箱設置場所

鶏冠井・上植野両コミセン、北部防災拠点
※通勤・通学などの都合で決められた時間に分別収集ステーションを利用できない方のための施設です。
※車で持ち込みはできません(車で持ち込まれる方は市役所をご利用ください)。

第46回「向日市民文化展」作品募集

8月21日(金)～23日(日)にイオンモール京都桂川3階 イオンホールで開催する「向日市民文化展」の作品を募集します。ぜひこの機会に日頃の成果を発表してみませんか。

- 応募資格/市内在住・在勤・在学の15歳以上の方
- 応募点数/1人2作品以内 ※同一部門での2作品出展は不可
- 応募方法/7月20日(月)までに、各地区公民館にある所定の申込書に必要事項を記入の上、直接または往復はがきで、中央公民館事業担当(〒617-0003森本町小柳23-1 市民体育館内、☎932-3166、土・日曜日を除く午前9時～午後5時)へ。申込書は市ホームページからダウンロードできます。作品は、後日搬入していただきます。

部門・作品の規格	
絵画	水彩画、油彩画、仏画、剪画、ちぎり絵など ※額装の大きさは、40号以内
書	毛筆、ペン習字など ※半切縦書き。軸装か額装(横額不可)。釈文は自由。
手工芸	彫刻、木目込み、手芸など 壁面作品(額装40号以内)、平面作品(60cm×60cm以内) ※小さな作品を数点、台座(60cm×60cm以内)に配置した展示は1点とします。
写真	全紙以内(パネル、額装)

※作品の額装は、ガラスは不可(ただしアクリルは可)。

国勢調査2020

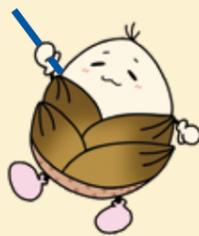
各施策に欠かせない重要調査



今年10月1日現在で、全国一斉に令和2年国勢調査を実施します。国勢調査は国の重要な統計調査である「基幹統計調査」であり、統計法という法律によって、調査票を提出することの義務(報告義務)が課せられています。国勢調査の結果は市区町村の行政経費として必要な地方交付税を公平に配分するための基礎資料や、福祉施策、雇用施策、食糧需給計画、防災対策、都市整備計画など各種行政施策に欠くことのできない資料として利用されています。そのほかにも流通計画や生命保険料の算定、店舗などの配置計画など、民間企業でも、国勢調査の結果は利用されており、大変重要な統計調査であります。一人一人の回答が国を支える基礎資料となります。回答された情報の秘密の保護は定められていることをご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

■調査員の募集

市は国勢調査に従事していただける調査員を募集しています。統計調査未経験の方やお仕事をされている方、国をあげての調査にご協力いただける方はお気軽に総務課行政係までお問い合わせください。



対象

- 20歳以上であり、責任をもって調査員事務を遂行できる方
- 個人情報など、調査上知り得た事項の秘密を守れる方
- 警察の業務に直接の関係者で無い方
- 選挙関係者(立候補予定者・選挙運動員など)でない方
- 暴力団員など、反社会的勢力と関係の無い方
- 調査活動に併せて、営利目的又は特定の宗教の普及を目的とした活動をしなない方

- 申込み/令和2年6月30日(火)まで受け付け。あらかじめ総務課(内線294)へ連絡をいただいた後、面談を実施します。
- 報酬/(例)1調査区50世帯担当で約39,000円(平成27年国勢調査参考)

☎総務課(内線294)

JR向日町駅周辺整備に係る都市計画変更原案の縦覧、説明会及び公聴会の実施について

市では、JR向日町駅東口開設に向けた取り組みを進めており、今回、向日市まちづくり条例第21条の規定に基づき、都市計画の変更案を作成するため、変更原案について、次のとおり縦覧、説明会及び公聴会を開催します。

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、日程などを変更する場合があります。その際は、市ホームページでお知らせします。

■原案縦覧

- 縦覧期間/6月16日(火)～30日(火) 午前8時30分～午後5時
- 場所/向日市役所別館2階 都市計画課
- 備考/縦覧期間内において、市民または利害関係人は、変更原案について意見書を提出することができます。
- 提出方法/6月30日(火)午後5時までに直接または郵送(必着)で、指定様式の意見書を向日市長宛に提出してください。
- 提出先/向日市役所 都市計画課(〒617-8665住所不要)
- 意見書様式/都市計画課にて配布または市ホームページからダウンロードできます。

■説明会

- 日時(各回とも同じ説明)
 - 6月22日(月) 午後7時～8時30分
 - 6月23日(火) 午後7時～8時30分
 - 6月27日(土) 午後7時～8時30分
 - 6月28日(日) 午前10時～11時30分、午後2時～3時30分
- 場所
 - 向日市民体育館(向日市森本町小柳23-1)
 - 大体育室/6月23日(100人程度)
 - 小体育室/6月22日、27日(各回100人程度)
 - 向日市役所本館
 - 3階大会議室/6月28日(各回20人程度)
- 対象/市内在住の方、利害関係を有する方
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(3密対策)のため、各回人数に限りがありますので参加を希望される方は事前に都市計画課までご連絡ください。
 - ※体育館、市役所は駐車台数が限られています。徒歩または公共交通機関をご利用の上、お越しください。

■公聴会

- 日時/7月7日(火) 午後2時～3時30分
- 場所/向日市役所本館3階 大会議室
- 対象/市内在住の方、利害関係を有する方
- 公述申出方法/公聴会で意見を述べることを希望される方は、6月30日(火)午後5時までに、直接または郵送(必着)で、住所、氏名、要旨を記載した公述申出書を向日市長宛に提出してください。
- 提出先/向日市役所 都市計画課(〒617-8665住所不要)
- 口述申出書様式/都市計画課にて配布または市ホームページからダウンロードできます。
- 備考/公述申出書の提出がない場合、公聴会は開催いたしません。

☎都市計画課(内線293)

■特別徴収から普通徴収への変更(申請が必要です)

保険料が年金から特別徴収(天引き)となる方でも、次の基準を満たす場合は、申請していただくことにより、口座振替でのお支払いが可能となります。徴収方法の変更には、申請が必要となりますのでお問い合わせください。

○これまで、保険料に滞納がない方 ○口座振替による納付をされている方

※ただし、変更時期については、申請後、数か月かかりますのでご了承ください。

■自動的に普通徴収へ変更となる方

これまで特別徴収(天引き)となっていた方で、特別徴収の要件(① ②)に該当しなくなった方については、自動的に普通徴収へ変更となります。以前に、口座を登録されている方は対象の口座から、登録いただいていない方は納付書でお支払いいただきます。なお、既に登録されている口座からの引き落としを希望しない場合は、金融機関で取り消しの手続きが必要です。口座振替依頼書の該当欄に記入いただき、登録されている金融機関で手続きをお願いいたします。

□軽減・減免制度□

■非自発的失業者の保険料軽減制度(申請が必要です)

「倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)」や「雇止めなどによる離職(特定理由離職者)」をした非自発的失業者の方で雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受けている方は、保険料が軽減されます。届け出には雇用保険受給資格者証、またはマイナンバー確認書類が必要です。ただし、高齢受給資格者(65歳以上で退職し、雇用保険を受給される方)や離職後に病気などの理由により、すぐに就職することができないため、受給資格決定前に受給期間の延長手続きをした方は対象となりません。※延長申請期間を終え、上記条件に当てはまる雇用保険の受給が開始された方は、失業した日にさかのぼり軽減申請を行うことが可能です(ただし、保険料の期間制限の範囲に限ります)。

マイナンバー確認書類とは

- ① ②のいずれか
 - ①マイナンバーカード
 - ②通知カードと顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど)
- ※顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、健康保険証や住民票の写しなど複数の証明書が必要です。

■保険料の減免制度(納期限の7日前までに申請が必要です)

災害などにより生活が著しく困難となった方で、次のいずれかに該当する方は、保険料が減免されます。

○前年の総所得金額200万円(配偶者または扶養親族1人につき33万円を加算した金額)未満の方で、失業などにより本年の所得見込額が、前年に比べて著しく減少される方

○寡婦(寡夫)、障がいのある方などで、前年の総所得金額が180万円以下の方

○2級以上の身体障害者手帳をお持ちの方

※新型コロナウイルス感染症による減免制度については、5ページをご覧ください。

■後期高齢者医療制度への移行に伴う減免制度(申請が必要です)

被保険者が社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった65歳以上の方が新たに国民健康保険に加入する場合は、保険料が減免されます。

☎医療保険課(内線325、326、332)

チャレンジ

つながる手話

市民の皆さまに取り組んでいただける手話を紹介します。

「かまいませんか」



右手の小指を顎につける
「かまわない」の手話



「~ですか」の手話

☎障がい者支援課(内線327、☎932-0800)

令和2年度国民健康保険料のお知らせ

令和2年度の国民健康保険料は、世帯主(納付義務者)の方に6月中旬に納入決定通知書でお知らせします。国保に加入する40~64歳の方がおられる世帯は、医療分と後期高齢者支援分に介護分を合わせた保険料をお支払いいただくことになります。

■国民健康保険料

区分	医療分	区分	後期高齢者支援分	区分	介護分
①所得割	8.1%	①所得割	2.7%	①所得割	2.4%
②均等割	30,120円	②均等割	10,560円	②均等割	11,870円
③平等割	21,600円	③平等割	6,960円	③平等割	6,100円
賦課限度額	63万円	賦課限度額	19万円	賦課限度額	17万円

$$1年間の保険料 = \text{医療分}(\text{①} + \text{②} + \text{③}) + \text{後期高齢者支援分}(\text{①} + \text{②} + \text{③}) + \text{介護分}(\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

※①所得割=前年中の所得から算定 ②均等割=被保険者1人につき ③平等割=1世帯につき

※保険料が賦課限度額を超えると、それぞれの賦課限度額の合計額が1年間の保険料になります。

■保険料軽減措置

総所得金額が一定以下の世帯には均等割・平等割について、軽減措置があります。申請をしていただく必要はありませんが、軽減を受けるには所得の申告が必要となります。

軽減割合	7割軽減	5割軽減	2割軽減
軽減基準所得	前年の世帯の所得合計が 33万円以下	前年の世帯の所得合計が 33万円+28.5万円×人数	前年の世帯の所得合計が 33万円+52万円×人数

※人数=被保険者数+特定同一世帯所属者

※「被保険者数」は、賦課期日現在(4月1日)における人数で判定し、年度途中における被保険者数の増減は考慮しません。ただし、賦課期日後に新規加入された世帯は加入された時点で判定します。

※「特定同一世帯所属者」とは、75歳到達などにより国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、移行後に引き続き同じ世帯に属する人のことです。

■支払方法

保険料は4月から翌年3月までを1年度(12か月分)として計算します。その間に納めていただく保険料額と徴収方法を納入決定通知書に表示しています。

□普通徴収□

納入決定通知書の「普通徴収」の欄に額が表示されている場合、6月から翌年3月までの10回(第1期から第10期)に分けて、納付書か口座振替で保険料をお支払いいただけます。納期限は、毎月月末(月末が土・日曜日、祝日の場合は翌日)となっていますので、期限内に納めてください。期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が発生します。

■口座振替の申請について

市役所や市内の金融機関、郵便局に備えつけてある「向日市国民健康保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、ご希望の金融機関、郵便局へ提出していただくか、医療保険課窓口で「ページー口座振替受付サービス」をご利用ください。

□特別徴収□

納入決定通知書の「特別徴収」の欄に額が表示されている場合、当該月に年金から保険料が天引きされます。65歳から74歳の方のみで構成される国民健康保険加入世帯で、世帯主の年金から保険料を天引きする納め方をいいます。次の要件すべてに該当する場合、特別徴収となります。

①年額18万円以上の年金を受給している方

②介護保険料を年金から特別徴収されており、介護保険料と国民健康保険料を合算した金額が、年金額の2分の1を超えない方

※令和2年度の特別徴収新規開始は10月からです。年度途中に加入者の増減や所得の更正などがあった場合、年金からの特別徴収が停止する場合があります。

※特別徴収は複数受給しておられる年金のうち、1種類の年金で判定します(国民年金・厚生年金などから1種)。

ページー口座振替受付サービス

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、京都中央農業協同組合を利用される場合は、医療保険課窓口でも口座振替の申込みができます。引き落としを依頼する銀行のキャッシュカード(暗証番号必要)と本人確認だけで手続きできますので、ぜひご利用ください。

令和2年度の介護保険料(65歳以上の方)

令和2年度の保険料が下表のとおり決定しました。なお、保険料の決定通知書と納付書(納付書で納付の方)は6月中旬にお送りします。

令和2年度介護保険料額一覧表

段階	対象者	保険料率	保険料額(年額)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員住民税非課税の方 ○世帯全員住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3	19,700円
第2段階	世帯全員住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.5	32,830円
第3段階	世帯全員住民税非課税で、第1・第2段階に該当しない方 ※本人が住民税未申告の方を含みます	基準額×0.70	45,960円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	59,090円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 ※本人が住民税未申告の方を含みます	基準額(1.00)	65,660円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.15	75,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円超200万円未満の方	基準額×1.25	82,070円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.55	101,770円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	118,180円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.15	141,160円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.50	164,130円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.85	187,110円

※公費による保険料の軽減強化により、前年度に比べ保険料率が第1段階は0.2、第2段階は0.15それぞれ引き下げられています。

※年額保険料は基準月額5,471円を基に計算し、端数については10円未満を切り上げています。

※介護保険料算定時の「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です)から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。さらに本人の課税状況が非課税の場合は公的年金などに係る雑所得を控除した額となります。

介護保険料の減免

次の対象に該当し、事情があるときは、介護保険料を減免し、または納付を猶予できる場合があります。詳しくは、高齢介護課でご相談ください。

●対象

- 65歳以上の方、または65歳以上の方が属する世帯の生計を主として維持する方が、災害により、住宅、家財などに著しい損害を受けたとき
- 65歳以上の方の属する世帯の生計を主として維持する方が、死亡、重大な障がいを受け、もしくは長期入院または事業の休廃止、失業などの理由により収入が著しく減少したとき

☎高齢介護課(内線323)

福祉医療・重障老人健康管理事業 受給者証・対象者証を8月に更新

現在、有効期限が7月31日(金)までの「福祉医療費受給者証(老・障・親)」「重障老人健康管理事業対象者証(シール)」が8月に更新されます。引き続き受給資格のある方に対して、受給者証は7月下旬に、対象者証(シール)は後期高齢者医療被保険者証に同封して7月中旬にそれぞれお送りします。

- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方
- ②療育手帳A判定、またはIQ35以下の方
- ①身体障害者手帳1、2級の方

■重度心身障がい老人健康管理事業

65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で

- 老人医療
65歳以上70歳未満の方で所得税非課税世帯(世帯全員が非課税)の方
- ひとり親家庭医療
令和3年3月31日現在で満18歳(高校卒業)までのひとり親家庭の児童とその親

■障がい者医療

- 65歳未満の方または65歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で
- ①身体障害者手帳1、2級の方
- ②療育手帳A判定、またはIQ35以下の方

次の条件に該当する方が対象となり、自己負担分を公費で助成します。老人医療は、2割または3割を自己負担。いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方
65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で

④留意いただきたいこと
所得状況の不明な方や所得証明書が必要な方については、別途通知文書をお送りします。所得状況などの確認ができない場合は更新できませんのでご注意ください。

※前年度に所得基準額を超えていたなど受給対象外の方も、対象7月中旬に手続きをすると、8月1日(土)から対象になります。申請には、健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)などが必要です。ご確認の上、申請にお越しください。

☎医療保険課(内線334、342)

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が始まります

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気で、高齢者では、肺炎などの重い病気を引き起こすことがあります。肺炎球菌ワクチンを接種しておくことで、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

今年度の対象者には、5月末に封筒に入った予防接種券を郵送しています。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費負担は、生涯に1回だけとなりますので、今年度対象の方が公費負担で受けられるのは、今年度限りとなります。ご注意ください。

●対象者

- ①令和3年4月1日の時点で、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方で、肺炎球菌(23価肺炎球菌多糖ポリサッカライドワクチン)の予防接種を一度も接種したことがない市民
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方(身体障害者手帳内部疾患1級相当)で接種を希望する市民

●期間/6月1日(月)～令和3年3月31日(水)

- 接種場所/①向日市、長岡京市、大山崎町の委託医療機関
②向日市、長岡京市、大山崎町以外の京都府内委託医療機関

●費用/3,000円

※生活保護世帯、令和2年度住民税非課税世帯の方は、自己負担が免除されます。該当する方は、事前に健康推進課で本人が確認できる書類(健康保険証など)を持参し、「保健事業等自己負担金無料カード」の発行を受けてください。無料カードの申請は6月1日(月)からです。

☎健康推進課(内線338)

②ポイントを集める

以下の取り組みに対して健康ポイントを付与します。

対象となる取り組み	ポイント
1 健康診査などを受診する 4月1日～12月7日の間に受診した、向日市国民健康保険特定健康診査、長寿(後期高齢者)健康診査、健康増進法による健康診査や職場での健康診断が対象	50ポイント 
2 人間ドックを受診する 4月1日～12月7日の間に受診した、向日市国民健康保険特定健診人間ドック補助金による人間ドック、向日市後期高齢者医療人間ドック補助金による人間ドック、お勤め先や自費での人間ドックが対象	100ポイント
3 がん検診を受診する 4月1日～12月7日の間に受診した、胃がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診が対象	それぞれ 50ポイント 
4 市が実施する健康イベントに参加する 健康教室、綾部市との友好交流ウォーキングが対象	それぞれ 50ポイント
5 自分で健康づくりに取り組む 自分で立てた健康づくりの目標を4月1日～12月7日の間に実行する	1日1ポイント 最大150ポイント
6 生活習慣の改善に取り組む 自身の健康状態の改善や生活習慣の記録を評価する	それぞれ 50ポイント

※新型コロナウイルス感染症による影響で、対象事業が中止になる場合があります。

③応募する

ポイントカードに200ポイント以上集まったら、医療保険課に設置の応募箱に入れるか、医療保険課宛に郵送でご応募ください。応募は1人1回のみです。

④賞品をプレゼント

応募期間終了後に抽選を行います。当選者には、賞品の発送や封書などで通知します。

㊤医療保険課(内線332)、健康推進課(内線336)

令和2年度 健康ポイント事業のお知らせ



人間ドックや特定健診の受診、健康づくりの活動でポイントをためて、200ポイント以上たまった方を対象に、抽選で以下の賞品をプレゼントします。

●対象/12月7日時点で市民の方

●抽選賞品

- ①オムロンヘルスケア製 体重体組成計 3人
- ②オムロンヘルスケア製 音波式電動歯ブラシ 10人
- ③愛菜楽市の野菜詰め合わせ、生ごみ水切り器 20人
- ④向日市特産品 15人
- ⑤向日市民温水プール利用券、ウォーキングタオル 20人
- ⑥餃子の一来一來 餃子1人前 5人
- ⑦万源酒店 じゃばら飴(210g/袋) 5人
- ⑧(株)野村龍酒店 ビワミン720ml 1人
- ⑨しみずかしわ店 からあげ300円分 5人

●応募期間/12月7日(月)まで

【市内協賛店舗一覧】

⑥～⑨の賞品は、次の店舗の協賛をいただいております。

	店舗名	住所・電話番号	賞品	賞品情報
⑥	餃子の一来一來	向日町南山39-8 ☎931-9615	餃子1人前 当選数5人	
⑦	万源酒店	鶏冠井町楓畑3 ☎921-0313	じゃばら飴(210g/袋) 当選数5人	
⑧	(株)野村龍酒店	鶏冠井町楓畑28 ☎933-2103	ビワミン720ml 当選数1人	
⑨	しみずかしわ店	向日町南山56-8 ☎933-5435	からあげ300円分 当選数5人	

※賞品は生産状況により変わることがあります

●参加方法

①健康ポイントカードを受け取る

- 配布場所/医療保険課、健康推進課、保健センター、ゆめパレアむこう、各コミュニティセンター、対象事業会場
- ※市のホームページから印刷できます。
- ※施設の開館状況について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館となる場合があります。詳細は、市または各施設のホームページでご確認ください。



㊤広聴協働課(内線291)

※女性活躍センターではインスタグラムを開設しています。イベント情報やセミナー情報など、さまざまな情報を発信していますのでチェックしてください。



▲QRコード

向日市女性活躍センターあすもあで図書
貸し出しを始めました

女性活躍センターでは、図書の貸し出しを始めました。

女性活躍に関連した、気軽に手に取りやすい図書を取り揃えています。

センターご利用時には気になる図書を一度手に取ってみてください。

●貸出冊数/一人2冊まで

●貸出・返却/開館日の午前9時～午後5時

●貸出期間/2週間。ただし返却日が休館日に当たる時はその翌日以降の最も早い開館日

●対象/女性活躍センターをご利用の方

※初回のみ確認のため名前と住所がわかるものを提示いただきます。

※詳しくは女性活躍センター(☎963-6532)までお問い合わせください。

※女性活躍センターではインスタグラムを開設しています。イベント情報やセミナー情報など、

さまざまな情報を発信していますのでチェックしてください。

女性活躍センターでは、図書の貸し出しを始めました。

暮らしの中で無意識に区別していませんか

男女共同参画週間(6月23日～6月29日)

不平等なくするには、まず自分から

「男女共同参画社会基本法」が、平成11年に施行された日である6月23日から1週間は**男女共同参画週間**と定めています。この基本法は、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を実現するために制定されました。

■SDGsってなに？

SDGs(エスディー・ジーズ・持続可能な開発目標)は、2015年9月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。環境を壊すことなく、今も未来も人々が幸せに暮らせるようにと決められた、世界を変えるための17の目標です。その5番目に「ジェンダー平等」が掲げられています。



■ジェンダーってなに？

「女の子だから…」「男の子だから…」と言われたことはありませんか。男女の違いには、カラダのつくりのほかに、社会的・文化的な役割の違いがあります。この社会的・文化的な役割というのが、「男性(女性)はこうあるべき、するべき」と、みんなが無意識に考えているイメージです。

例えば、「外で働くのは男性で、家のことをするのは女性」「男性は青、女性はピンク」と決めつけていませんか。こういった先入観が、ジェンダーの不平等や差別を生んでいます。

■ジェンダーの不平等や差別があると…

男だからしっかり働かなくてはならない、女だから家事はすべてこなさなくてはならない、など自分自身や周りから性別によって「すべき」行動が決められてしまったり、将来の可能性を狭められてしまったりすることもあります。これが自分の意思に反しているのであれば、生きにくさにつながります。

■男性にとっての男女共同参画

「男女共同参画」は、男性にとっても生きがいのある社会を目指すうえで重要な課題です。例えば、このような経験はありませんか。

- ・毎日残業が多く、仕事と生活のバランスが取りにくい。
- ・育児休業の取得を言い出しにくい職場の雰囲気があった。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。

ジェンダーによる男女差別をなくして、一人ひとりの実力がいかされ、安心して暮らせる世の中になるよう、まずは自分から振り返ってみませんか。



内閣府では、自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家庭や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか。それを社会全体で考えていくきっかけとなるキャッチフレーズを募集され、令和2年度は、「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」「ワクワク・ライフ・バランス」に決まりました。

◎広聴協働課(内線291)

第8期向日市平和行動計画を策定しました

向日市は昭和59年11月に「世界平和都市宣言」を行い、以来7期にわたって平和行動計画を策定してきました。今回策定した第8期の計画は、次世代を担う若い方に事業に参加していただき、戦争体験を後世に伝えていけるよう効果的な施策を実現するため、第7期平和行動計画の内容を引き継ぐとともに、新たな事業も積極的に取り入れ、充実を図っています。

「第8期向日市平和行動計画」は、市内の公共施設などで閲覧できます。
◎広聴協働課(内線291)



6月は食育月間です 毎月19日は食育の日

私たちの暮らす向日市は、農業の盛んな地域で特産品もたくさんあります。よく知られているところでは、タケノコとナスがあります。タケノコはグルタミン酸、チロシン、アスパラギン酸などうまみ成分でもあるアミノ酸をたくさん含んでいます。ナスの紫紺色はポリフェノールの一種で抗酸化作用があります。どちらも淡色野菜の仲間です。

向日市のタケノコは90%がモウソウ竹で肉質が厚く歯ざわりもよいものです。中でも白子と呼ばれるタケノコは最高品質として取引されています。エグ味も少なく柔らかいので、ゆでてそのまま食べるのもよし、煮物、酢の物、炒め物など調理方法は色々です。

ナスは千両二号と呼ばれる品種が多く作られています。濃紫色で色つやが良く、歯切れの良さと果肉の柔らかさが特徴です。代表的な食べ方は焼きナス、煮物、漬物です。近隣のスーパーや農家の軒先で売っている向日市産の野菜にも目を向けてみてはいかがでしょうか。

タケノコの味噌マヨ焼き(2人分)

■材料

- ・タケノコ 100g
- ・マヨネーズ 大さじ1
- ・味噌 大さじ1
- ・花かつお 5g
- ねぎ適宜

■作り方

マヨネーズ・味噌・花かつおは混ぜておく。耐熱皿に5mm幅に切ったタケノコを並べ、上に合わせた調味料と小口切りにしたネギをのせてオーブンで5～6分焼く。

豚しゃぶのナス添え(2人分)

■材料

- ・ナス2～3本
- ・豚肉(しゃぶしゃぶ用) 100g
- ・タレ(ポン酢、ごま油、小口切りのねぎ等を、適宜混ぜ合わせる)

■作り方

ナスを横半分に切り、厚めにスライスする。盛り付ける皿の周りに花びらのようにスライスしたナスを並べ、ふわっとラップをかけ電子レンジで加熱する(2～3分程度)。豚肉はゆでて水気を切っておく。ナスに火が通ったら、皿の中央にゆでた豚肉を盛り、上からタレをかける。

今回ご紹介したタケノコの味噌マヨ焼きと豚しゃぶナス添えの2品で淡色野菜が120g程度摂れます。野菜は1日350gが目標量です。そのうち緑黄色野菜で120g、淡色野菜で230g摂るのが理想とされていますので、今回の2品で、1日に必要な淡色野菜のおよそ半分が摂れます。ぜひ参考にしてみてください。

◎健康推進課(内線336)

撤去自転車などの返還日が変更になりました

●変更日/6月1日(月)

●返還日

変更前:水曜日・金曜日・日曜日または第2・第4木曜日

変更後:水曜日・日曜日

※ただし、8月14日から16日および12月29日から1月3日は除く

●返還場所/撤去自転車等保管場所(物集女町豆尾21-1、☎931-7708)

●返還時間/午後1時~6時

●必要なもの

○撤去保管費用(自転車2,000円、原動機付自転車3,000円) ○身分を証明できるもの(免許証、保険証、学生証)

○自転車などの鍵 ○印鑑

○自転車等引取通知書



☎道路整備課(内線210)

☎人事課(内線519)

- 市長、副市長の自戒措置(6月議会提出)
 - 市長 減給10分の1(2か月)
 - 副市長 減給10分の1(1か月)
- ※所属、職名は事件発生当時のものです。
- 市民サービス部 地域福祉課長 文書訓告
- 市民サービス部 地域福祉課長 減給10分の1(2か月)
- 市民サービス部 地域福祉課長 保護援助係長 減給10分の1(2か月)
- 令和2年4月23日付け処分
 - 市民サービス部長 戒告
 - 市民サービス部 副部長 文書訓告
- 令和2年4月8日付け処分
 - 市民サービス部 地域福祉課 主査 免職

●被処分者及び処分内容

令和元年6月に発生しました本市職員が関わった死体遺棄事件につきまして、当該職員が行った行為は、法令の遵守義務違反(地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止)及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行死体遺棄であったことから、当該職員に対して、地方公務員法に基づき懲戒処分を行いました。

また、当該職員の上司に対しては、指導監督の不適正が認められたことから、懲戒処分等を行いました。

職員の懲戒処分等について

交通安全の心得帳③

雨天の運転、気をつけよう

梅雨の季節、雨天時の運転は視界が悪くなり、歩行者や対向車が見えにくくなります。歩行者や自転車からも、傘やカッパで前が隠れて車やバイクに気が付きにくくなり、事故が起こりやすくなっています。歩行者や自転車に十分注意して運転しましょう。

また、路面が濡れて滑りやすく、ブレーキをかけてから停止するまでの距離(制動距離)が長くなるため、車間距離を十分に取り、スピードを控えた運転を心がけましょう。



向日市観光交流センター 愛称決定

今年の3月末から4月21日の間に募集していました向日市観光交流センターの愛称が決まりました。愛称には、全国から155点の作品が寄せられ、松原一郎さん(新潟県新潟市)の「まちてらすMUKO」が選定されました。

まちてらすMUKO

「まち」と「照らす(てらす)」を組み合わせ、観光まちづくりの拠点として、人とまちの明るい未来へつながる意味。

☎企画広報課(内線241)

令和元年度の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

■公文書公開運用状況

請求に対する処理状況 請求件数204件

区分	件数	
公開	全部	77
	部分	98
非公開 (文書不存在)	18 (15)	
取下げ	0	
処理が次年度に渡るもの	11	
合計	204	

■個人情報開示運用状況

請求に対する処理状況 請求件数8件

区分	件数	
公開	全部	0
	部分	7
非公開 (文書不存在)	0 (0)	
取下げ	1	
処理が次年度に渡るもの	0	
合計	8	

■公文書公開・個人情報開示請求の手続き

各請求の手続きについては、情報政策課の窓口で請求書を提出していただきます。公開費用は無料ですが、写しを希望される場合は実費が必要です。

■審査請求

請求をした文書が公開(開示)されないことに不満がある場合には、審査請求ができ、情報公開審査会または個人情報保護審査会による審査がなされます。

令和元年度は、公文書公開に対する審査請求が2件ありました。内容は、部分公開の処分に対するものが1件、非公開の処分に対するものが1件でした。個人情報開示に対する審査請求はありませんでした。

■会議の公開

本市では、公正で開かれた市政をより一層推進するため、市政推進の上で重要な役割を果たしている審議会などの会議を公開しています。市ホームページで会議の開催情報をお知らせしています。

☎情報政策課(内線280)

有料広告を募集しています

広報むこう

●掲載位置/表紙面、特集記事面、トピックス面、最終面を除くページの最下段。掲載位置の指定はできません。

●広告の規格・掲載料(1回あたり)

種別	寸法	掲載料
1号広告	縦55mm×横57mm	10,000円
2号広告	縦55mm×横121mm	20,000円
3号広告	縦55mm×横186mm	30,000円

※刷色はフルカラー(カラーモードはCMYKカラー)

●申込み/所定の申込書に広告の原稿案を添えて、掲載

を希望する号の発行日(毎月1日)の2か月前までに、企画広報課へ。原稿案はイラストレーターまたはフォトショップのデータ形式でご提出ください。内容を審査し、掲載の可否をお知らせします。申込書、要綱などは企画広報課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

※市の公共性、中立性、品位を損なうおそれのあるもの、法令などに違反するものなど掲載できない場合があります。

※掲載可能数を超えるお申込みがあった場合、掲載できないことがあります。

市ホームページ(バナー広告)も募集しています。有料広告は随時、受け付けていますので、詳細はお問い合わせください。

☎企画広報課(内線295)

市税などの納期限

6月30日(火)

市・府民税第1期

国民健康保険料第1期

介護保険料第1期

特別な事情などにより、納期限までに市税を納めることができないときは、事情に応じて、申請をすれば税金を分納したり、納める期限を遅らせたり、減額することができ、制度があります。制度を適用するには、一定の条件がありますので、税務課までご相談ください。

税の減免・納税猶予の制度

税・年金・保険

くらしの情報

市のサービス情報・催し

福祉・教育のサービス、教室・文化・芸能の催しなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

●市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。

●市役所へのファクスは☎922-6587、郵便物は〒617-8665向日市役所(住所不要)、電子メールは✉info@city.muko.lg.jpにお送りください。

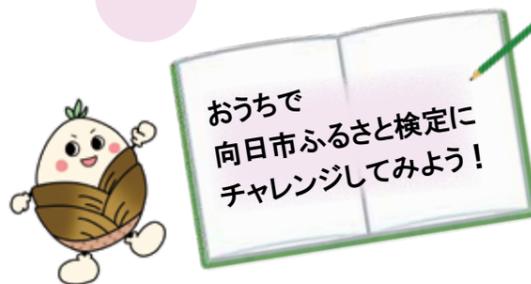
※ファクス、郵便物、電子メールには、市役所のどこの課(担当課名)宛てかをお書きください。

●参加費などの記載がないものは、無料でご参加いただけます。

☎=お問い合わせ ☎=ホームページアドレス FAX=ファクス ✉=電子メールアドレス

おうちで向日市ふるさと検定

企画広報課(内線241)



Q1. 向日市の紋章は、何の花をモチーフにしているでしょう?

- ①さくら ②ヒマワリ ③ポインセチア ④きく ⑤ツツジ

答えは、ページの下に記載しているよ

ヒント! 市の紋章は広報の裏面にのってるよ

Q2. 寺戸大塚古墳の周辺にあるものとして

正しいものは次のうちどれでしょうか?

- ①長岡宮大極殿跡 ②向日市民体育館 ③向日神社 ④竹の径 ⑤向日市役所本館

ヒント! 第6 向陽小学校の近くにあるよ

市ホームページにはこれまでに出题された問題を掲載しています。

ご家庭で利用できるマークシートも新たに登場!

ぜひプリントアウトして、おうちでチャレンジしてみてください。



▲QRコード

家族で向日市ふるさと検定にチャレンジした方々にお話を伺いました。



「ラジオで検定のことを知り、家族みんなでチャレンジしました。向日市のイベントに参加してみたり、ホームページに載っている過去問を解いて点数を競い合ったりしました。」



「子どもが興味をもち、家族みんなで受検してみることができました。過去問を子どもと一緒に解くなど、家族みんなでやると楽しいです。」 「難しかったけど、問題に正解したときはうれしかった!」

家族と! 友だちと! みんなと一緒にチャレンジしてみよう!!

第5回向日市ふるさと検定 8月受付開始予定

Table with columns for '区分' (Category), '初級' (Beginner), '中級' (Intermediate), and '上級' (Advanced). It lists the date (Jan 17, 2021), venue (Muko City Hall), and eligibility criteria for each level.

※詳しくは8月から配布予定の「向日市ふるさと検定実施要項」でご確認ください。

A1. ②ヒマワリ ヒマワリは「向日市民の花・木」に定められており、紋章の中心には「向」がモチーフとして描かれています。

A2. ④竹の径 寺戸大塚古墳の近くには古墳をかたどった竹垣「古墳垣」があります。



▲古墳垣

福祉・健康

令和元年度向日市民生児童委員の活動実績

民生児童委員は、地域の身近な相談者として、困ったり悩んでおられる方の相談に乗り、必要な情報をお伝えしたり、行政や関係機関との橋渡しをしています。令和元年度は計1585件の支援活動を行いました。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。なお、地域ごとに担当の民生委員・児童委員は決まっています。お住まいの地域を担当する委員の連絡先など、詳しくは地域福祉課にお問い合わせください。

分界別支援件数

○高齢者 904件

主な活動件数

- 障がい者 18件 ○子ども 502件 ○そのほか 161件 ○調査・実態把握 751件 ○行事・事業・会議などへの参加協力 1321件 ○地域福祉活動・自主活動 2933件 ○民児協運営・研修 1527件 ○証明事務 406件 ○要保護児童の発見の通告・仲介 13件 ○訪問・連絡活動 9789件 ○地域福祉課(内線347)

5月31日は世界禁煙デー

たばこの怖さを知っていますか?

たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素など有害物質が含まれていて、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、慢性閉塞性肺疾患(COPD)など体にさまざまな悪影響を及ぼします。また、副流煙には、喫煙者が吸い込む煙(主流煙)よりも多くの有害物質が含まれています。妊婦や赤ちゃん、子どもたちが副流煙を本人の意思に関係なく吸うことにより、早産、低体重出生児、気管支喘息など多くの影響が出ています。

なくそう 望まない受動喫煙

受動喫煙とは、喫煙者本人のみならず、周囲にいる人もたばこの煙にさらされ、健康に影響を受けることです。

今年4月1日から改正健康増進法が全面施行され、「望まない受動喫煙」を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。今回の改正では、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病人などに配慮し、これらの方々を利用する施設は禁煙となりました。この機会に、喫煙習慣を見直して、禁煙することを考えてみませんか。

禁煙のメリット

35〜40歳で禁煙すれば喫煙前の余命を取り戻すことができます。また、50歳で禁煙しても6年、60歳なら3年寿命を延ばすことができるといわれています。いっしょになっても、禁煙が遅すぎることはありません。先送りせず、禁煙する気になった時がやめどきです。

●市内の禁煙支援医療機関

○上原医院(☎922-5007)

○堀医院(☎921-3850)

○山下医院(☎921-1039)

○よこばやし医院(☎922-2246)

○ひらひらクリニック(☎921-1052)

○鈴木内科・外科診療所(☎922-2077)

健康推進課(内線339)

献血

- 400cc献血にご協力をお願いします。
日時/6月19日(金) 午前10時~11時45分、午後1時~3時30分
場所/市役所本館
- 対象/17歳~69歳の男性、18歳~69歳の女性。65歳以上の方の献血は60~64歳の間に献血経験がある方
※詳しくは日本赤十字社ホームページ(<https://www.bs.jrc.or.jp/k/kyoto/index.html>)をご覧ください。
- 持ち物/献血カード(お持ちの方)、本人確認のできるもの
- ※イオンモール京都桂川でも献血を行っています。日程は、市ホームページで随時お知らせします。
健康推進課(内線3336)

障害者相談員による相談会

- 障害者相談員による相談会を偶数月の第3月曜日に実施しています。
生活における困り事やお悩みについてお聞きしますので、お気軽にご相談ください。予約不要。
- 日時/6月15日(月) 午後1時~3時
場所/市役所東向日別館 相談室2
障がい者支援課(内線340、FAX 320800)

高校生給付型奨学金の申請受付(2次申請)

- 支給対象/市内在住で、市民税が非課税である母子・父子世帯(母や父以外に20歳以上65歳未満の方が同居していない世帯)、児童世帯、障害者世帯(父や母が身体障害者手帳3級以上などの世帯)、長期療養者世帯に属し、京都府の同種の奨学金や貸し付け(母子父子寡婦福祉資金を除く)を受けていない高校生。
※年齢基準日は令和2年3月31日
- 申込み/6月1日(月)~30日(火)の間に、申請時における直近の市民税非課税証明書、在学証明書、印鑑、通帳など(口座情報のわかるもの、身体障害者世帯・長期療養者世帯の場合はそれを証明するもの)を持参し、学校教育課(内線813)または乙訓保健所福祉室(☎9333-1154)へ。
※母子世帯の方は、母子家庭奨学金(4月~5月申請)との併給はできません。
※ご注意ください。
- 学校教育課(内線813)

乙訓教科書展示会

- 令和3年度から使用予定の教科書の展示会が乙訓教育局で、開催されます。一般公開を通じて、多くの地域住民の方々に、教科書に触れていただく取り組みを行います。
日時/6月12日(金)~7月1日(水)

出張がん個別相談

- 「がん」と診断されて頭が真っ白!など、がんに関わるさまざまな相談をお受けする出張相談を、京都府乙訓保健所で行います。
日時/6月4日(木) 午後1時~3時30分
場所/乙訓保健所
- 相談員/京都府がん総合相談支援センターの保健師または看護師
- 申込み/実施日の前日午後4時までに京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394)へ。
※京都府がん総合相談支援センターでは電話・対面相談を、月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~4時に実施していますので、こちらもご利用ください。

子育て。教育



- 児童手当の現況届提出を忘れずに
児童手当の現況届は、受給している方が、引き続き受給要件を満たしているかどうかを6月1日現在で確認する手続きです。現況届の提出は児童手当法第26条で定められています。現況届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受けられなくなることがありますので、忘れずに提出してください。
現況届は受給者宛に送付しますので、

募集



平和の折り鶴募集

- 広島市平和記念公園の「原爆の子の像」に捧げる折り鶴を募集しています。
7月17日(金)までに必ず糸を通して数を数え、広聴協働課(市役所本館2階)までお持ちください。
8月5日(水)に、市民代表の小学生が折り鶴ボックスに捧げます。
広聴協働課(内線291)



広島市平和祈念式参加者募集

- 行き先/広島市平和記念公園
日時・内容/8月5日(水)、6日(木) ※新幹線利用
○1日目 市民の皆さまから寄せられた平和の折り鶴を捧げます。平和記念公園や資料館などの見学。
○2日目 広島市平和祈念式に参列
宿泊先/相鉄グランドフレッサ広島ツインの2人部屋で宿泊
● 対象/市内在住の小学3~6年生1人とその保護者1人のペアを2

6月を過ぎても届かない方はお問い合わせください。

- ただし、今年5月以降に初めて向日市で認定請求した方(5月に第1子が生まれた方、5月に転入した方など)は、今年度は届け出を省略できるため送付はありません。
※受給者の前年中の所得(控除後のもの)が所得制限限度額以上の場合、手当額が児童1人につき月額5000円になります。
※詳しくはお問い合わせください。
子育て支援課(内線349)

私立幼稚園入園補助金制度

- 私立幼稚園に入園する低所得者層の幼児の保護者を対象とした補助金制度です。
※2歳の幼児は3歳に達した月から対象となります。
● 申請/在園している幼稚園から9月上旬頃に「私立幼稚園入園交付申請書」が配布されますので、対象となる方は必要事項などを記入し、幼稚園に提出してください。
※教材費補助金は、幼児教育・保育の無償化に伴い今年3月31日付で廃止となりました。
※6月下旬に幼稚園をとおして制度をご案内する予定です。
※詳しくは、市ホームページでお知らせします。
教育総務課(内線802)

動物愛護写真コンクール

- 府民一人一人が動物愛護への関心や理解を深めていただくため、動物愛護写真コンクールを行います。皆さまからの、人と動物との心温まる写真の応募をお待ちしております。
● 作品の規格
四つ切り254mm×305mm(四つ切りワイド不可)、またはA4サイズ210mm×297mmに限りです。
※カラー、モノクロは問いません。自宅などのプリンターで印刷した作品も応募できます。合成・加工(一般的な

広告

**留守家庭児童会
夏休み期間入会申請**

小学校の夏休み期間短縮に伴い、留守家庭児童会の夏季入会は行いませんが、夏休み期間中の1日育成(午前8時30分~午後6時)を実施します。8月入会の申し込みは6月8日以降、市ホームページでお知らせします。
生涯学習課(内線835)

留守家庭児童会
夏休み期間入会申請

小学校の夏休み期間短縮に伴い、留守家庭児童会の夏季入会は行いませんが、夏休み期間中の1日育成(午前8時30分~午後6時)を実施します。8月入会の申し込みは6月8日以降、市ホームページでお知らせします。
生涯学習課(内線835)

- 色調整やトリミングを除くしたものは応募できません。
- 募集期間/7月31日(金)まで(消印有効)
- 対象/京都府内在住・在勤・在学の方
- 応募方法/応募票に必要事項を記入の上、作品の裏面中央に貼り付け、直接または郵送で申込みください。応募票が付いている募集案内チラシは次の応募先と環境政策課にあります。
- 郵送/京都府生活衛生課
(〒6002-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町、☎414-4763)
- 持参/京都動物愛護センター(京都市南区上鳥羽仏現寺町11、☎671-0336)、または乙訓保健所環境衛生室(〒617-0006 上植野町馬立8、☎9333-1241)。

チャレンジウォーク

- 目標を決めて、参加しましょう。
- 対象/市内在住の方
- 内容/参加申請を行い、ウォーキングパスポート(手帳)を受け取ります。1日の目標歩数(3000~1万歩)を決めて、歩いた歩数を手帳に記入します。認定目標達成日数が150

日になったら、手帳をお持ちください。認定スタンプの押印と記念品(タオル)をお渡しします。

●参加申請と手帳の認定/健康推進課(内線336、339、357)、ゆめパリアむこう(☎934-7770)、保健センター(☎933-2666)

留守家庭児童会指導員・補助員募集(会計年度任用職員)

留守家庭児童会(放課後児童クラブ)は、仕事などで昼間家庭に保護者がいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場です。

指導員(放課後児童支援員)

- 業務内容/向日市留守家庭児童会(放課後児童クラブ)で放課後児童支援員として従事
- 採用人数/3人程度
- 雇用条件
- 報酬月額/おおむね18万8000円(その他地域手当、通勤手当、一時金あり)
- 雇用期間/単年度契約
- 勤務時間/週6日37時間(月~金曜日は午後1時~7時。土曜日、短縮授業時や長期休業期間は変動あり)
- 有給休暇/あり(規定による)
- 社会保険/適用

- 受験資格/次のいずれかに該当する方で、都道府県知事が行う研修ですでに修了している方
- ①保育士資格を有する方
- ②社会福祉士資格を有する方
- ③高等学校卒業業者等(※1)であって、2年以上児童福祉事業に従事した方
- ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校中等教育学校の教諭資格を有する方
- ⑤大学・大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めたことにより、大学院への入学を認められた方
- ⑥外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めた方
- ⑦高等学校卒業業者等(※1)であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方
- ※1「高等学校卒業業者等」とは「高等学校もしくは中等教育学校卒業業者、大学への入学が認められた方、もしくはは通常の課程による12年の学校教育を修了した方」

補助員

- 業務内容/向日市留守家庭児童会で放課後児童支援員を補助する者として従事
- 採用人数/若干名

会計年度任用職員の募集

- 業務内容/高齢者への健康教育、保健指導または栄養指導、データ入力などの事務補助
- 受験資格/保健師または管理栄養士で、パソコン操作のできる方
- 採用人数/若干名
- 任用期間/7月1日~令和3年3月31日
- 雇用条件
- 時間給/保健師1351円、管理栄養士1326円
- 勤務時間/週1~2日 午前9時~午後4時
- 勤務場所/高齢介護課(市役所東向日別館)、市内公共施設など
- 試験日時/6月15日(月)午後2時~
- 試験会場/市役所東向日別館
- 試験内容/面接
- 採用予定日/7月1日(水)
- 申込み/6月10日(水)までに、所定の提出書類を直接、高齢介護課(内線345、土・日曜日を除く午前8時30分~正午、午後1時~5時、郵送不可)へ。

※詳細については、市ホームページまたは採用試験実施要項をご確認ください。

☎高齢介護課(内線345)

2020年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

試験の区分

- 事務、技術、農業、農業土木、林業
- 受験資格
- ①令和2年4月1日現在、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方か令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方
- ②人事院が①に準ずると認める方
- 申込み受付期間(インターネット)
- 6月22日(月)~7月1日(水)
- 第1次試験日時/9月6日(日)
- 試験場所/京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市

※受験案内はホームページ(国家公務員試験採用情報NAV) <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>に掲載しています。

☎人事院近畿事務局試験第二係(☎06-4796-2191、〒553-8513、大阪市福島区福島1-1-60)

雇用条件

- 賃金月額/おおむね16万5000円(その他地域手当、通勤手当、一時金あり)
- 雇用期間/単年度契約
- 勤務時間/週6日37時間(月~金曜日は、午後1時~7時。土曜日、短縮授業時や長期休業期間は変動あり)
- 有給休暇/あり(規定による)
- 社会保険/適用

●受験資格/次のいずれかに該当する方

○採用後に都道府県知事が行う研修を修了し、指導員として勤務できる方で、指導員の受験資格①~⑧のいずれかに該当する方

○高等学校卒業以上の方で、補助員として2年経験後、都道府県知事が行う研修を修了し、指導員として勤務できる方

- いづれも
- 試験日時/6月17日(水)午後1時30分
- 試験会場/市役所別館第7、8会議室
- 試験内容/筆記試験、面接
- 採用予定日/7月1日(水)
- 申込み/6月8日(月)~12日(金)午前8時30分~正午、午後1時~5時に、①受験申込書(所定用紙に必要事項を記入。市ホームページからダウンロードできます) ②受験票送付用封筒(84円切手貼付)を直接または、郵送(6月12日必着)で生涯学習課へ提出してください。

☎生涯学習課(内線835)

スポーツ



市民体育館の催し

トレーニング講習会

申込み時に登録料15000円(インボディ測定料金含む)と顔写真(3cm×2.5cm)、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。

- 日時
- 7月2日(木)午後1時30分~2時30分
- 7月11日(土)午前9時~10時
- 7月24日(祝)午後7時~8時
- 7月27日(月)午前10時~11時
- 対象/18歳以上の方各日5人
- 申込み/6月25日(木)午前9時から、直接お申込みください。

トレーニングアドバイザー

- 日時
- 6月2日(火)午前11時~正午
- 6月7日(日)午前11時~正午
- 6月15日(月)午後2時30分~3時30分
- 6月26日(金)午前10時~11時

●持ち物/登録証、トレーニング室利用料(400円、市内在住の方は300円)

InBody 測定会

- 日時
- 6月2日(火)午前10時15分~正午
- 6月7日(日)午前10時15分~正午

広告

○6月15日(月)午後1時45分~3時30分

○6月26日(金)午前9時15分~11時

●対象/18歳以上の方

●参加費/400円(当日収受)

●申込み/当日、体育館窓口でお申込みください。ペーサーメーカー使用者、妊娠中の方は参加できません。

■スポーツひろば

卓球やバドミントンなどを楽しんでいただける時間を月曜日と木曜日に設けています。1時間ごとの入替制です。

- 日時/6月4日(木)、8日(日)、18日(木)、22日(月)、25日(木)午後3時~4時 午後4時~5時 午後5時~6時
- ※2区分以上の利用可。準備、後片付けを含む。
- 種目(スペース)/卓球(1~4台)、バドミントン(1面など)
- 料金/各時間1スペース500円(当日収受、フリンテーパー代は別途必要)
- 申込み/前日の午前10時から、電話でお申込みください。

■かたんバレエ

マット・バレレッスンを中心にストレッチを行い足腰を強化し、正しい姿勢をめざします。

- 日時/6月18日~7月16日の毎週木曜日全5回、午前10時30分~11時45分
- 対象/18歳以上の女性8人
- 服装/持ち物/動ける服装、バレエシューズ
- 参加費/5回4000円

- 申込み/6月2日(火)午前10時30分
から、電話でお申込みください。
※申込みが4人以下の場合中止します。
- 子どもはじめてバレエ
バレエを通じて、行儀作法を身につけ、つま先立ちなどをすることで体軸が強くなりバランス感覚を強化し正しい姿勢を身に付けます。
●日時/6月18日(木)午後0時30分～5時30分
●対象/年少/小学3年生8人
●服装・持ち物/動ける服装、バレエシューズ
●参加費/5回4000円
- 申込み/6月2日(火)午前11時から、電話でお申込みください。
●申込みが4人以下の場合中止します。
- 卓球クリニック
●日時/6月18日(木)午後0時30分～2時30分
●対象/18歳以上の方14人
●参加費/800円(当日收受)
- 申込み/6月4日(木)午前10時から、電話でお申込みください。
※申込みが7人以下の場合中止します。
- 就学前運動あそび教室
マットの上で、音楽に合わせた踊りや、ボールやフープなどを使って遊びながら運動能力を引き出します。
●日時/6月19日(木)7月10日の毎週金曜日全4回/午前10時45分～11時45分
●対象/2歳児/就学前の方5人
●参加費/4回2800円

- ※検査手数料のお支払いは現金でお願いします。
- ◎産業振興課(内線844)
- 6月7日～13日は
危険物安全週間
- 推進標語
「訓練で確かな信頼積み重ね」
■ガソリンの容器詰め替え販売
本人確認などが義務化
- 令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の京都アニメーション爆発火災事件と同様の事案の発生を抑止するため、今年2月1日からガソリンを携行缶で販売する際は、消防法で次のことが義務化されました。
- 顧客の本人確認
○運転免許証
○マイナンバーカード など
- 使用目的の確認
- 販売記録の作成(ガソリンスタンドに義務化)
- ◎向日消防署 ☎934-0119



- 申込み/6月2日(火)午前10時から、電話でお申込みください。定員になり次第締め切り。
※申込みが3人以下の場合は中止します。
□いづれも□
- 場所/市民体育館
- 服装・持ち物/動ける服装、上靴
- 申込み/公益財団法人向日市スポーツ文化協会(市民体育館内、☎932-5011)へ。
- ※ぐるっとむこうバスご利用の際は、南ルート「市民体育館前」で降車してください。
- 講座・教室
アートフラワー教室
初夏のさわやかなアレンジメントを作ります。
●日時/6月25日(木)午前10時～11時30分
●対象/18歳以上の方8人
●料金/2100円(当日收受、材料費含む)
- 申込み/6月3日(水)午前9時から、電話で公益財団法人向日市スポーツ文化協会(市民体育館内、☎932-5011)へ。定員になり次第締め切り。



♪ ひまわりチャイム ♪

夕方6時に市役所から流れている音楽は、昭和59年に長岡京遷都1200年記念事業のひとつとして実施したもので、市民の鐘「ひまわりチャイム」といいます。

同年11月1日から、毎日午後6時に吹鳴し、季節に応じて、春は「野ばら」、夏に「わたしの向日市」、秋には「夕焼け小焼け」、そして冬には「家路」のメロディーを流しています。チャイムを流すことで、地域ぐるみで子どもたちに帰宅を促す声かけ運動や、子どもたちの安心安全につながればとの願いを含め、現在も続けています。

◎企画広報課(内線240)

催し
天文館の催し
■天体観望会「夏の星座」
●日時/7月11日(土)午後8時～9時
(雨天・曇天時は、プラネタリウム室での星空解説のみ)

●申込み/6月26日(金)までに、天文館にある申込書に必要事項を記入の上、郵便はがきを添えて受付へ。往復はがきでも申込み可(6月26日必着)。中学生以下の方は保護者同伴。1枚で5人まで記入可。定員(25人)を超えたときは抽選。

↓往信用(表) 617-0005 向日市向日町南山82-1 向日市天文館 天体観望会係 返信	↑返信用(裏) 何もしない でください
↓往信用(表) 617-0005 向日市天文館 親子天体観望会係 返信	↑返信用(裏) ・観覧希望日 (7月11日) ・代表者住所氏名 ・代表者電話番号 ・全参加者 氏名・年齢 (※5人まで)



公共施設の休館日

- 市役所、保健センター
毎週土・日曜日
- 図書館、文化資料館
毎週月曜日、6月2日(火)
- 天文館
毎週月・火曜日
- 寺戸公民館、コミュニティセンター
毎週月曜日
- 物集女・森本・鶏冠井・上植野公民館
毎週日曜日
- ゆめパレアむこう(健康増進センター)
6月11日(木)、25日(木)
- ゆめパレアむこう(市民温水プール)
6月11日(木)、18日(木)、25日(木)
- 福祉会館
毎週日曜日
- 老人福祉センター桜の径・琴の橋
毎週日曜日
- 女性活躍センター あすもあ
毎週木曜日
- 市民体育館(臨時休館)
6月11日(木)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休館日が変更となる場合があります。最新情報は、市のホームページまたは各施設へお問い合わせください。

▲市ホームページ

そのほかのお知らせ
はかりの定期検査のご案内
業務用を使用する「はかり」は2年に一度定期検査が義務付けられています。対象となる「はかり」をお使いの事業者は、必ずこの検査を受けてください。「集合検査対象はかり」の検査は、次の通り実施します。

- 日時/6月29日(月)午前10時～正午、午後1時～3時30分
- 場所/向日市民体育館 第1会議室
- 持ち物/はかり、検査手数料
- ※前回と場所が異なりますので、お間違えのないようご来場ください。

□いづれも□
●場所/天文館
◎天文館 ☎935-3800

↓往信用(表) 617-0005 向日市向日町南山82-1 向日市天文館 親子天体観望会係 返信	↑返信用(裏) 何もしない でください
↓往信用(表) 617-0005 向日市天文館 親子天体観望会係 返信	↑返信用(裏) ・代表者住所氏名 ・代表者電話番号 ・全参加者 氏名・年齢 (※5人まで)



シリーズ 美しい竹林を守るために

～②放置問題とその対策～

近年、手入れが行き届いてない”放置”状態にある竹林が増加しています。

竹林所有者の高齢化や後継者不足に加え、プラスチック製の代替材などの普及に伴い、国産竹材の価値が下がったことにより、適正な管理がなされていない竹林の存在が全国的に問題となっています。竹の成長は非常に早く、少しでも管理を怠るとたちまち竹が密生し、周辺環境に影響を及ぼしてしまうこととなります。

■78ヘクタール、今は



◀ライトアップされた竹林

良質な「タケノコ」の産地として全国にも有名な本市の竹林は、市域面積の約1割をしめており、その面積は約78ヘクタール(780万㎡)です。そのうち、2～3割の竹林において手入れが行き届いていない状況です。

竹林にはおいしいタケノコを育てるための「畑」として登録されている土地(藪)と、「山林」として登録されているものがありますが、主に「山林」において手入れが行き届いていない傾向にあります。



■よみがえる竹林

本市では、「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用して、放置竹林対策に取り組んでいます。

まず、平成27年度に市内竹林の現況調査を行い、山林において、適正な管理を要する竹林が多いことが判明し、山林藪の管理が課題となりました。

このため、物集女町で放置状態にあった2筆の山林藪を平成29、30年両年度に整備し、竹林の適正な管理を促すためのモデル竹林として、現在管理しています。

整備前と整備後の写真を見比べると、竹の本数が少なくなったことで、タケノコの育成に適した環境(日照や温度・湿度など)が確保されました。

また、見た目もすっきりとしたことで、周囲の竹林と調和した美しい景観となっています。



「竹林ボランティア」を募集中 新しいことを始めてみませんか

向日市が全国に誇る竹林やタケノコを大切に守るため、保全活動に参加していただける市民ボランティアを募集しています。

- 対象/市内在住・在勤の18歳以上の方
- 定員/30人程度
- 場所/市が整備した竹林(物集女町長野)
- 申込み/8月末までに電話またはファクス、電子メールで産業振興課(内線844、FAX922-6587、E:sangyo@city.muko.lg.jp)へ

- 主な活動スケジュール(予定)
- 9月ごろ 親竹の更新・竹の伐採
 - 11月ごろ 客土(土入れ)
 - 4月ごろ タケノコの収穫・親竹の確保

※写真はいずれも林野庁ホームページより

市民の 情報掲示板

市民の皆さまなどから寄せられた情報を掲載しています。
掲載については企画広報課(内線240)にお問い合わせください。
※参加費などの記載がないものは無料です。

Large empty rectangular boxes for public information posts.



消費生活

トララブル

インターネット通販はクーリングオフ対象外

Q 通販で買った子ども靴「交換・返品できない」

インターネット通販で子供の運動靴を購入した。届いたが、サイズが小さかったので交換を申し出た。しかし、合うサイズがなく「返品はできない」と言われた。注文時に「返品不可」の記載は目に入らなかった。クーリング・オフはできないのか。

A 「返品可」も、費用負担に条件十分に確認を

不意打ち的に勧誘される訪問販売などは、一定期間内であれば契約解除ができる「クーリング・オフ」制度があります。しかし、通信販売(カタログ、インターネット、テレビショッピングなど)は自らゆとり選んで購入できることから「クーリング・オフ」制度の対象外となっています。

返品は、販売業者が決めた返品制度(返品特約)に従うこととなります。「返品可能」と記載されていても、開封した商品や、通電した家電製品などは

対象外という場合もあるので、注意が必要です。

「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品できますが、商品の返品費用は消費者負担です。

通信販売で商品などを購入する際は、事前に返品可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

不安なときやお困りのときは、お気軽に消費生活センターにご相談ください。

環境

とともに考えよう



食品ロスを考えましょう

食品ロスの約半分は家庭より発生しているといわれています。では、家庭で食品ロスを発生させないためにはどのような対策が考えられるのでしょうか。

- 食品の買い過ぎに気をつける
- 必要な分だけ買い物を楽しみましょう。
- 残ってしまった食材は違う料理で使い切る
- 食材が残ってしまった場合でも、冷蔵・冷凍しておいて、他の料理に使って食品を使い切るようにしましょう。

消費期限、賞味期限を知る

消費期限を過ぎると食べない方がよいとされています。一方賞味期限は、記載された期限までは「おいしく食べられる」という目安です。

家庭でもできる食品ロス対策はたくさんあります。結果的に浪費をふせぐことにもつながります。みなさんも食品ロス削減のためにできることから始めてみませんか。

まちを美しくしましょう



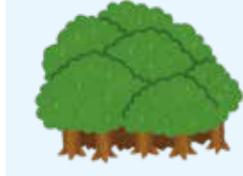
環境市民ネットワーク会議 登録団体からのお知らせ

向日市 環境ネットワーク会議

平成24年10月、「新向日市環境基本計画」が策定されたとき、策定委員会会長から「基本計画の策定後、どう生かされるかが大切である」と問題提起がありました。これをきっかけに、当時環境への関心を持ち、自然保護や環境負荷低減、自然と人の共生、都市景観保全などをテーマとして活動していた各グループが集まって、向日市環境市民ネットワーク会議が発足しました。

環境問題は非常に多くの分野にわたっています。個人や団体で環境に関する活動されておられ、会議にご賛同いただける方の参加を募ります。

◎環境政策課(内線218)



子育て支援情報

子育てセンターの催し

■親子クッキング動画

おうち時間が楽しく過ごせるよう、親子クッキング動画を作製しました。



▲QRコード

簡単に作れて、栄養満点のほきほきパスタスープを紹介しています。

詳しいレシピなどは市ホームページで紹介しています。



■年齢別遊びの日

※いずれも予約不要

- ぴちぴちルーム(7か月未満)
- 6月3日(水)、17日(水)午後1時30分～3時 子育て支援センター「すこやか」
- とことこルーム(1歳4か月～2歳未満)
- 6月8日(月)午前10時～11時30分 子育てセンター「すこやか」
- こすもすぽっとルーム(1歳4か月未満)



6月11日(木)、25日(木)午前10時～11時30分、子育て支援センター「こすもす」

6月18日(木)午後1時30分～3時、子育て支援センター「こすもす」

○ひまわりルーム(0歳～未就園児) 6月12日(金)午前10時～11時30分、子育て支援センター「ひまわり」

○第5保育所 6月4日(木)

○第6保育所 6月18日(木)

※いずれも午前10時～11時30分、雨天中止、予約不要

■つながりスペース

○物集女コミセン 6月3日(水)

○上植野コミセン 6月9日(火)、23日(火)

○寺戸コミセン 6月16日(火)

○物集女公民館 6月17日(水)

※いずれも午前10時～11時30分、予約不要

■絵本館

○こすもす絵本館 6月19日(金)

子育て支援センター「こすもす」

○ひまわり絵本館 6月5日(金)

子育て支援センター「ひまわり」

※いずれも午前10時～11時30分、予約不要

■さくら施設開放

○2歳未満は毎週火曜日と木曜日

○2歳以上は毎週水曜日と金曜日

※いずれも午前10時～11時30分、予約不要

■子育てセンター・子育て支援センター 来所相談、電話育児相談

毎週月～金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後4時。申込みは電話で子育てセンター「すこやか」へ。

※子育てセンター、子育て支援センター、保育所には駐車スペースがありません。車での来所は遠慮ください。

◎子育てセンター「すこやか」(保健センター2階) ☎・FAX 93217830

まこと幼稚園の催し

■①赤ちゃんブレイルーム

赤ちゃんとママがゆったり遊べるお部屋です。

●日時/6月1日、8日、15日、22日いずれも月曜日午前9時30分～正午

●対象/生後8か月くらいまでの赤ちゃんとその保護者

■②ベビーマッサージと交流会

ベビーマッサージと助産師さん看護師さんをお招きしての交流会です。妊娠中の方は人形で体験できます。

●日時/6月11日(木)午前10時～11時30分

●対象/生後2か月からたっちまでの子とその保護者10組、妊娠中の方5人

●持ち物/バスタオル、普段使用しているローション(準備できる方のみ)

■③パパとママ・ハウス新聞紙で遊ぼう 新聞紙で遊んだり、体操をしたり、みんなで楽しく過ごしましょう。

●日時/6月13日(土)午前10時～11時30分

●対象/お父さんとその子ども(お母さんも一緒に参加できます)

■④ママの手作りかわい動物ポスターを作ろう

布を使って赤ちゃんのボールのおもちゃを手縫いで作ります。

●日時/6月16日(火)午前11時～正午7月2日(木)午前10時～11時

●対象/妊娠中の方、生後2か月から6か月の赤ちゃんの親子5組

●参加費/500円(材料費)

■⑤みんなであそんで寝返りしよう

赤ちゃんとお母さんが楽しく触れ合いあそびをしながら、寝返りの練習をしましょう。

●日時/6月25日(木)午前10時～11時

●対象/寝返りの方法を知りたいお母さんと生後3か月から7か月までの赤ちゃん

■⑥赤ちゃん相談日

おっぱいのこと、体重のこと、発達のことなど、赤ちゃんのことで気になることを助産師さんに聞いてみましょう。体重測定ができます。都合のよい時間にお越しください。

地域健康塾

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月の事業を中止いたします。

再開の際は広報やホームページなどでお知らせします。

自宅で出来る体操をご紹介します。

■ちょっとした合間にストレッチ！ テレビを見ながらできる「座って体操」

●肩ストレッチ



- ① 両手指を肩に置きます。
 - ② 肘を大きく前に回します。
 - ③ 反対向けにも回します。
- ※ 肘が肩より高くなるように回すと効果的です。

●ふくらはぎストレッチ



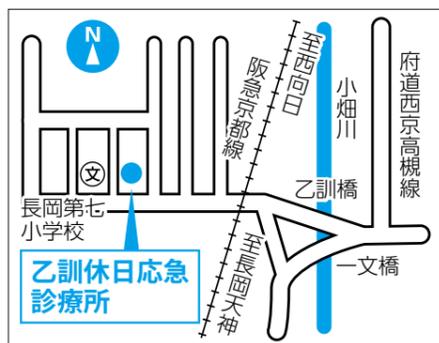
- ① 片足を伸ばします。
- ② 爪先をしっかりと上に向けます。
- ③ 背中を伸ばしたまま上体をゆっくり前に倒し、足の後ろ側が伸びたところで静止します。
- ④ ゆっくり上体を起こします。

☎高齢介護課(内線345)

休日・祝日診療

●内科・小児科

乙訓休日応急診療所
(長岡京市今里北ノ町39-4、☎955-3320)
受付時間/午前9時30分～午後4時



●外科

診療時間/午前9時30分～午後4時
【6月の当番】受診前に電話でご確認ください。

6月7日(日)	いちまる整形外科クリニック ☎925-8200
6月14日(日)	洛西医院 ☎921-0609
6月21日(日)	向日回生病院 ☎934-6881
6月28日(日)	向日回生病院 ☎934-6881

☎健康推進課(内線336)

健康づくり情報

休日診療や地域健康塾など、健康づくりについての情報をお知らせします。

わが家のアイドル



1歳
上植野町

いわなが ゆうり
岩永 悠里ちゃん

お誕生日おめでとう！これからも
元気にすくすく育ちますように♡

2歳
物集女町

よねだ ともか
米田 睦佳ちゃん

クリスマスでは
しゃぐともかちゃん。あなたの笑顔は
最高です！

就学前のお子さまの写真大募集

〈申込み方法〉

電子メールで、企画広報課宛てに次のとおりお申込みください。

- メール件名/わが家のアイドル写真掲載希望
 - メール本文/①お子さまの名前(ふりがな) ②生年月日 ③年齢 ④住所 ⑤保護者氏名(ふりがな) ⑥電話番号 ⑦メールアドレス ⑧お子さまへのメッセージ(全角30文字以内)
 - 添付ファイル/お子さまの写真データ(jpgデータ)1点
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎企画広報課(内線240、✉kikakukoho@city.muko.lg.jp)



たくさんの応募をお待ちしています。

市民サービス部は東向日別館で業務を行っています

課名	主な業務	課名	主な業務
市民課	住民異動届(転入、転出、転居など)、戸籍、印鑑登録、各種証明書発行、国民年金	障がい者支援課	障がい者手帳、障がい者福祉に関すること
医療保険課	国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療制度	子育て支援課	児童手当などの手続き、保育所、子育て支援
高齢介護課	介護保険、高齢者福祉	健康推進課	妊娠、出産、乳幼児に関すること 予防接種、大人の健(検)診などに関すること
		地域福祉課	生活保護や地域福祉に関すること

市役所本館では上記の手続きはできません。東向日別館(向日市寺戸町小畑5番地の1 グランマークシティ東向日駅前3階、4階部分、Mapcode:7 399 862*47)でお願いします。

健康診査・教室など

●プレママスクール

6月11日(木)
開催時間/午前9時30分～正午

●プレママサロン

6月24日(水)
開催時間/午前10時～11時30分

●乳児前期健診

6月4日(木)
受付時間/午後1時～2時45分

●乳児後期健診

6月24日(水)
受付時間/午後1時～2時45分

●1歳9か月児健診

6月16日(火)
受付時間/午後1時～2時45分

●3歳児健診

6月17日(水)
受付時間/午後1時～2時45分

●離乳食教室

6月19日(金)
受付時間/午前9時15分～9時30分

●健康・栄養・転入児相談

6月25日(木)
受付時間/午前9時30分～11時

●予防接種(BCG)

6月5日(金)
受付時間/午後1時10分～2時30分

※場所はいずれも、保健センター(寺戸町東野辺31)

☎健康推進課

(内線333、338、339、357)



- 日時/6月29日(月)午前10時30分～正午(午前11時30分受け付け終了)
- いづれも□
- 場所/まこと幼稚園 マナ・ハウス(鶏冠井町山畑)
- 申込み/②⑤は電話でまこと幼稚園 マナ・ハウス(☎921-2202、午前9時30分～午後2時30分)へ。
- ☎まこと幼稚園(☎921-2202)

図書館だより

公式ホームページ <https://www.library.muko.kyoto.jp/>

向日市立図書館

京都府向日市寺戸町南垣内 40 番地の1

開館時間 午前10時～午後6時

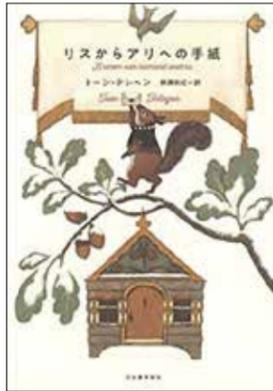
電話番号 931-1181

F A X 931-1081

6月の休館日カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

● = 休館日

おすすめ 新着本 一般図書



リスからアリへの手紙

トーン・テレヘン／著
柳瀬尚樹／訳
河出書房新社

思慮深いリス君、奥ゆかしいアリさん、ダンスを愛する象君、個性豊かな動物たちが日常のやりとりを手紙で伝えます。

おすすめ 新着本 児童図書



はるかちゃんが、手をあげた

服部千春／作
さとうあや／絵
童心社

2年2組の子どもたちははるかのかの声を聞いたことがありません。はるかはうちではちゃんとしゃべれます。でも学校で話すのはすごくはづかしくて。

- 「最強の相続」 荻原博子／著 文藝春秋
- 「あなたのスマホがとにかく危ない 元捜査一課が教える SNS、デジタル犯罪から身を守る方法」 佐々木成三／著 祥伝社
- 「京都市動物園飼育係ものがたり スパイホール」 高橋鉄雄／著 京都新聞出版センター
- 「人生を1冊でふりかえる手作りアルバム 写真の整理は、こんなに楽しい!」 藤井千代江／著 青春出版社
- 「ねんどで作るナチュラルシックなブローチ186 オープン不要で乾燥させるだけ!」 fuji-gallery／著 誠文堂新光社
- 「14歳からの読解力教室 生きる力を身につける」 大塚美輪／著 笠間書院
- 「女神のサラダ」 瀧羽麻子／著 光文社
- 「誘拐屋のエチケット」 横関大／著 講談社
- 「透明な夜の香り」 千早茜／著 集英社
- 「病氣も人生 不調なときのわたしの対処法」 曾野綾子／著 興陽館
- 「最悪の館」 ローリー・レーダー=デイ／著 岩瀬徳子／訳 早川書房
- 「箱とキツネと、パイナップル」 村木美涼／著 新潮社
- 「道子の草文」 石牟礼道子／著 平凡社

- 「琉球という国があった」 上里隆史／文 富山義則／写真 一ノ関圭／絵 福音館書店
- 「くらべてびっくり!やばい進化のいきもの図鑑」 今泉忠明／著 内山大助／絵 あべたみお／絵 世界文化社
- 「新飛行機100点 カッコいいぞ!380とA350」 チャーリィ古庄／写真 講談社
- 「お蚕さんから糸と綿と」 大西暢夫／著 アリス館
- 「かいくんとセラピー犬パディ」 井上こみち／文 国土社
- 「しらゆきちりか ちっちゃいな」 薫くみこ／作 大島妙子／絵 PHP 研究所
- 「南河国物語 暴走少女、国をすくう?の巻」 濱野京子／作 Minoru／絵 静山社
- 「ブラウン神父呪いの書 チェスタトンショートセレクション」 ギルバート・キース・チェスタトン／作 金原瑞人／訳 ヨシタケシンスケ／絵 理論社
- 「ただいまマンモス」 鹿又広祐／作 鹿又きょうこ／作 こぐま社
- 「まごっちゃんおう! いろいろないろのおはなし」 アリー・チャン／作・絵 小栗左多里／訳 フレーベル館



各種相談日程



各種相談・内容	日程	場所・問い合わせ
無料法律相談(予約制、1人30分) 弁護士が相談に応じます。 ※予約は電話でのみ ※定員は各5人です。相談時間の指定はできません。定員になり次第締め切り。 市内在住の個人が対象。	6月8日(月)午前9時～11時30分 ※予約は6月4日(木)午前9時から 6月15日(月)午前9時～11時30分 ※予約は6月11日(木)午前9時から 6月22日(月)午前9時～11時30分 ※予約は6月18日(木)午前9時から	本館 第3会議室 ☎広聴協働課(内線250)
困りごと相談 司法書士、行政書士、社会保険労務士、行政相談委員、人権擁護委員、民生児童委員などが相談に応じます。相続、登記、債務整理、年金、成年後見人制度、人権や労働問題など、幅広くご相談ください。	6月9日(火)、23日(火)午前9時15分～正午(受け付けは11時30分まで)	福祉会館 ※車でのご来館はご遠慮ください。 ☎広聴協働課(内線250)
消費生活相談 悪質商法や訪問販売のトラブルなど、消費生活についての疑問、苦情をお気軽にご相談ください。	月～金曜日(祝日を除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	本館 相談室1 ☎消費生活センター専用電話 ☎931-8168
女性のための相談(予約制、1人50分) 女性カウンセラーが相談に応じます。DV相談は年間を通じてお受けします。	6月10日(水)、24日(水)午後1時10分～4時	☎広聴協働課 予約専用電話 ☎931-1144
年金相談 社会保険労務士が相談に応じます。	6月4日(木)、11日(木)、18日(木)、25日(木)午前10時～正午、午後1時～4時	東向日別館 ☎市民課 年金係(内線216、246)
心の健康相談(予約優先) 精神保健福祉士が相談に応じます。	6月2日(火)、9日(火)、16日(火)、23日(火)、30日(火)午後1時～5時	東向日別館 ☎障がい者支援課(内線324) ☎932-0800
経営安定特別相談 市内中小商工業者の経営の改善と強化を図るため、税理士などが相談に応じます。	6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時30分(受け付けは4時まで) 月～金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後5時15分	向日市商工観光振興センター ☎向日市商工会 ☎921-2732
不動産無料相談 宅地建物取引士が相談に応じます。	6月18日(木)午後1時～4時(受け付けは3時30分まで)	向日市商工観光振興センター ☎向日市商工会 ☎921-2732
家庭児童相談 家庭で子どもを養育する上でのさまざまな悩みや心配、子どもの虐待について相談に応じます。	月～金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後4時	東向日別館 家庭児童相談室 ☎家庭児童相談室 ☎933-1199
子育てコンシェルジュ 妊娠届出や転入時に保健師などが面接し、子育てに関する悩みの相談、子育て情報を提供します。必要な方には継続的な支援を行います。	月～金曜日(祝日を除く)、午前8時30分～正午、午後1時～5時	東向日別館 ☎健康推進課(内線354)
NPO法人 あかねクラブ 「長期離職者などに対するお仕事相談会」 長期間離職している方や就労経験が少ない方に就労に向けた支援を行います。ご本人、ご家族などどなたでも相談できます。	6月4日(木)、11日(木)、18日(木)、25日(木)午後1時～4時 ※相談には事前予約が必要です。	福祉会館 ※車でのご来館はご遠慮ください。 ☎地域福祉課(内線302)

市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。



VOL.9

「ちようでん」が転じた？



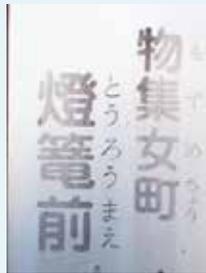
殿長(でんちよう=寺戸町)

今の寺戸町のほぼ中央、西国街道の西側、物集女街道と挟まれた一帯の字です。長岡京時代、この地に「長殿」(ちようでん)と呼ばれる建物がありました。「長い立派な建物」という意味で、大きな倉庫が立ち並んでいる景色がうかがえます。京都西山高校の敷地の発掘調査で建物跡が発見されました。この長殿がいつの頃かひっくり返って殿長になり、地名として定着したという説があります。また横に長殿と書いてあったのを縦書きに写すとき、上下を間違え殿長と誤写したの

では、という説もあります。

江戸時代の「寺戸村古絵図」には西国街道に沿って「このをさ」と載り、周囲は水田が広がっていました。今はマンションや住宅、テニスクラブなどが広がる地域です。

愛宕信仰の歴史



燈籠前(とうろうまえ) 物集女町

地名から灯籠があったと思われるが、今はありません。住宅地の生活道路の片隅に「灯籠前」の由来が描かれた地名標柱があるだけです。そこには「昭和の初めまで、寺戸と物集女の間は竹やぶと水田ばかりで、民家は一軒もなく、細い道が愛宕山へと通じていました。愛宕参りの目印に灯籠が立っていて、それが地名になった」とあります。

この細い道が「あたご道」。かつては火伏の愛宕信仰が盛んで、愛宕講をつくっている地域も多くありました。愛宕灯籠は向日市内に24基残っています。このうち物集女町には2基(北ノ口、サクライの祠の側)があり、お参りをする人を温かく見守る愛宕信仰の歴史がしのべられます。

北、南に加え「東」もあった

長岡京跡朱雀大路 西小路遺跡

西小路(にしこうじ) 上植野町

西小路に加え、北小路、南小路の地名が、現在あります。平城京でも、長岡京、平安京でも二条大路から九条大路の各条間(5町)545段には3本の小路が通っていました。このうち大路の北にあるのは北小路、南にあるのは南小路、その間を中小路と呼ばれていました。南北の大路も同様に東小路、西小路などがありました。

現在の上植野町には、上植野城公園のある西小路、その東に北小路、そして中筋通を挟んで南側に南小路が広がります。この中筋通は向日神社の御旅所や上植野公民館が並び、メイン通りで、今は残っていない中小路だったといわれます。

一帯に西小路遺跡が広がっています。鎌倉時代末から室町時代(13〜15世紀)の集落跡で掘立柱建物跡や堀状の溝などが見つかっています。

「東小路」がない、と探してみると中筋通がJR東海道線の下をくぐるアンダーパスが「東小路地下道」という名前でした。長岡京の香りが何となく漂っているゾーンのように思われます。

「広報むこう」は原則、発行日の3日前から発行日までの間で各戸配布しています。配布に関するご要望などは、公益社団法人向日市シルバー人材センター(☎932-3987、FAX934-8600)へ。

向日市民憲章

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すくれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましよう



むこまる

(昭和52年11月3日制定)



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



向日市 MUKO CITY

向日市 MUKO CITY

MUKO CITY

令和2年(2020年)6月1日発行 広報むこう No1153

編集・発行/向日市役所

ふるさと創生推進部 企画広報課

☎075(931)1111 FAX075(922)6587

HP <https://www.city.muko.kyoto.jp/>